

# ディスプレイの ENERGY STAR®プログラム要件

## パートナーの責務 草案

以下は、ENERGY STAR適合製品の製造とラベル表示に関するENERGY STARパートナーシップ合意の内容である。ENERGY STARパートナーは、以下のパートナーの責務を遵守しなければならない。

### 適合製品

1. ディスプレイに関する性能要件と試験方法を定めた、現行のENERGY STAR適合基準を遵守する。対象製品と対応する適合基準の一覧は、[www.energystar.gov/specifications](http://www.energystar.gov/specifications)で見ることができる。
2. **ENERGY STARの名称またはマークと製品を関連付ける前に**、ディスプレイに関してEPAに承認されている認証機関から、ENERGY STAR適合の認証書を取得する。この認証手続の一環として、製品は、ディスプレイ試験の実施に関してEPAに承認されている試験所において試験されなければならない。EPAに承認されている試験所および認証機関の一覧は、[www.energystar.gov/testingandverification](http://www.energystar.gov/testingandverification)で見ることができる。

### ENERGY STARの名称およびマークの使用

3. ENERGY STARの名称とマークの使用方法を定めた、現行のENERGY STARロゴ使用ガイドライン（ENERGY STAR Identity Guideline）を遵守する。パートナーは、このガイドラインを遵守し、また広告代理店、ディーラーおよび販売店など自らが認めた代理人による遵守を確保することにも責任を負う。ENERGY STARロゴ使用ガイドラインは、[www.energystar.gov/logouse](http://www.energystar.gov/logouse)から入手可能である。
4. ENERGY STARの名称とマークは、適合製品との関連においてのみ使用する。パートナーは、米国および/またはENERGY STARパートナー国において、少なくとも1つの製品を適合にして販売していない限り、自身をENERGY STARパートナーと呼ぶことはできない。
5. ENERGY STAR適合ディスプレイには、明確かつ一貫性のある方法でラベルを表示する。
  - 5.1. ENERGY STARマークは、以下の場所に明確に表示されなければならない。
    - 5.1.1. 製品の上部または正面。製品の上部または正面へのラベル表示は、恒久的あるいは一時的であってよい。すべての一時的ラベル表示は、接着または粘着方式により製品の上部または正面に貼付されなければならない。

**電子ラベル表示の選択肢：**パートナーは、以下の要件を満たす場合において、本製品に対するラベル表示要件の代わりに、代替的な電子ラベル表示方法を使用するという選択肢を有する。

      - シアン色、黒色、または白色のENERGY STARマーク（[www.energystar.gov/logos](http://www.energystar.gov/logos)で入手可能な「ENERGY STARロゴガイドライン」において説明される）が、システムの起動（スタートアップ）時に現れる。電子マークは、少なくとも5秒間表示されなければならない。
      - ENERGY STARマークは、画面面積の少なくとも10%の大きさでなければならず、76ピクセル×78ピクセルより小さくてはならない。また、判読可能でなければならない。EPAは、個々の案件ごとに電子ラベルの表示方法、表示時間、または表示サイズに関する代替案を検討する。
    - 5.1.2. 製品の印刷物（すなわち、取扱説明書、仕様書等）。

- 5.1.3. 小売りされる製品の製品梱包。および、
- 5.1.4. ENERGY STAR適合モデルに関する情報が掲載されているパートナーのインターネットサイト。
- 5.1.4.1. ENERGY STARに関する情報が、ENERGY STARのウェブリンク指針（本書は、ENERGY STARウェブサイト([www.energystar.gov](http://www.energystar.gov))のパートナー向け情報(Partner Resources)で見ることができる)によって規定されているとおりにパートナーのウェブサイト上に提供される場合、EPAは、必要に応じてそのパートナーのウェブサイトへのリンクを提供する可能性がある。

## 継続的な製品適合の検証

---

6. ディスプレイに関してEPAに承認されている認証機関を通じて、第三者検証試験に参加する。全面的な協力と適宜な対応が提供される場合において、EPA/DOEもまたその自由裁量により、ENERGY STAR適合と称される製品について試験を実施することができる。これら製品は、一般市場で入手される、あるいは政府の要求に応じてパートナーから自主的に提供される可能性がある。

## EPAに対する情報提供

---

7. ENERGY STARの市場普及率の推算を支援するために、以下のとおりに機器の出荷データまたはその他の市場指標を毎年EPAに提供する。
- 7.1. パートナーは、その暦年に出荷されたENERGY STAR適合ディスプレイの総数、またはEPAとパートナーが事前に合意したそれに相当する計測値を提出しなければならない。パートナーは、出荷製品のブランドを変更し再販する組織（外部のプライベートブランド事業者（unaffiliated private labeler））に対する出荷分を除外すること。
- 7.2. パートナーは、EPAが規定するとおりに、重要な製品情報（例：機種、容量、追加機能の有無）で区分された機器の出荷データを提供しなければならない。
- 7.3. パートナーは、翌年の3月1日までに、暦年毎の機器の出荷データを、可能であれば電子形式にて、EPAまたはEPAが許可する第三者に提出しなければならない。

提出された機器の出荷データは、EPAによりプログラム評価の目的にのみ使用され、厳重に管理される。情報自由法（FOIA : the Freedom of Information Act）のもとで要求された場合、EPAは、これらのデータが同法の適用外であると主張する。EPAはパートナーの秘密性を守るために、使用するすべての情報を保護する。

8. 試験または認証の結果に影響を及ぼそうとする、あるいは差別的行為を行おうとする、承認試験所または承認認証機関（CB : Certification Body）のいかなる企てもEPAに報告する。
9. 指定の責任者または連絡先の変更については、[www.energystar.gov/ mesa](http://www.energystar.gov/ mesa)で利用可能なMy ENERGY STAR Account tool（MESA）を使用して、30日以内にEPAに通知する。

## その他

---

10. LCDパネルを使用する製品について、パートナーは、フッ素系温室効果ガス（F-GHG）を排出する製造過程に関し、ENERGY STAR適合製品用LCDパネルの生産において使用されるF-GHGを、年間で90%以上回収または破壊していることを実証する供給事業者（サプライヤー）から、LCD構成装置を調達すること。この90%の削減率は、供給事業者の製造施設すべてにおける平均率を意味しており、代表的および無作為抽出された低減装置の測定値に基づくことができる。
- 10.1. 対象となる気体には、CF<sub>4</sub>、C<sub>2</sub>F<sub>6</sub>、C<sub>3</sub>F<sub>8</sub>、C-C<sub>4</sub>F<sub>8</sub>、C<sub>4</sub>F<sub>8</sub>O、CHF<sub>3</sub>、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）が含まれる。

- 10.2. パートナーがF-GHG低減技術を使用している場合は、EPAの電子機器の製造におけるフッ素系温室効果ガス低減装置のガス破壊または除去の効率測定方法（EPA’s Protocol for Measuring Destruction or Removal Efficiency (DRE) of Fluorinated Greenhouse Gas Abatement Equipment in Electronics Manufacturing, [http://epa.gov/semiconductor-pfc/documents/dre\\_protocol.pdf](http://epa.gov/semiconductor-pfc/documents/dre_protocol.pdf)より入手可能）、あるいはEPAのDRE測定方法の精度および正確性と同等または上回る結果が得られるように策定され実証されている国際的な測定方法を、その供給事業者が確実に使用するように協力して取り組む。
- 10.3. LCD供給事業者は、広く利用されている一般的な炭素報告の取り組みである炭素公開計画（CDP：Carbon Disclosure Project, [www.cdproject.net](http://www.cdproject.net)）、または他の実行可能な業界のデータ収集の取り組みに報告することにより、本要件を満たすことができる。
- 10.3.1. 供給事業者がCDPへの報告を選択する場合は、自社のF-GHG排出量を報告し、CDPの投資家質問表を使用して自社のガス排出低減の取り組みを説明すること。ENERGY STARパートナーがCDPサプライチェーンパートナーである場合、供給事業者は前者の代わりに供給事業者質問表を使用することができる。供給事業者は、どのようにF-GHGを測定し、除去または破壊しているのか、および自社のF-GHG計算値を、いずれかの質問表における関連する第7、8、9、および13章において明確に説明すること（供給事業者が第三者保証を得ている場合は、第15章にその旨を明記すること）。
- 10.3.2. 供給事業者が他の報告プログラムを使用する場合は、1) LCD製造によるF-GHG排出量計算値、2) 使用した方法、および3) 供給事業者がF-GHGの除去または破壊に使用した低減措置の説明をまとめなければならない。また供給事業者は、概要報告書を公表するか、あるいは要求に応じてEPAが入手できるようにしなければならない。EPAに求められた場合、情報はプログラム評価の目的にのみ使用され、厳重に管理される。情報自由法（FOIA：the Freedom of Information Act）のもとで要求された場合、EPAは、これらのデータが同法の適用外であると主張する。EPAはパートナーおよびその供給事業者の秘密性を守るために、使用するすべての情報を保護する。

**注記：** EPAの電子機器の製造におけるフッ素系温室効果ガス低減装置のガス破壊または除去の効率（DRE）測定方法が、LCD製造におけるF-GHGの除去または破壊について十分に実地試験され、国際的に相互評価された現在利用可能な唯一の方法であることから、EPAは、確実にF-GHGが本試験方法に従い測定されるように、製造事業者に対し供給事業者と協力することを求めている。しかし、関係者との協議から得られた新たな情報に基づき、EPAは、他の全国的に認められた測定方法についても、その結果がEPAのDRE測定方法の精度および正確性と同等または上回る場合において受け入れる予定である。

またEPAは、90%の削減率がすべての製造施設にわたる平均率を意味しており、代表的かつ任意抽出されたガス低減装置から得られた測定値に基づいていることを明確にした。

関係者との協議に基づき、EPAは、LCD製造事業者が現在、F-GHG排出制限の設定や拡大といった様々な段階にあり、自社施設における年間の排出量を測定中であることを知った。EPAは、本要件の遵守を確保する実行可能な実施計画を検討中であり、関係者の意見を歓迎する。またEPAは、製造事業者が自社のF-GHG排出を低減するためにこれまで進めてきた取り組みを紹介することに関心を持っており、その最適な実施方法について意見を歓迎する。

EPAは、非F-GHGおよび非GHG排出技術をLCDパネルの製造に使用可能であるかについて、関係者の意見を歓迎する。

EPAは、既存の取り組みへの参加によって、本要件をどの程度満たすことができるのかを調査した。様々な業界の取り組みに所属または参加している関係者との協議に基づき、EPAは、炭素公開計画（CDP）が、本要件の遵守報告を可能にする無料かつ透明性のある方法を提供すると判断した。CDPの質問表を検討した際、EPAは、CDPの既存の調査構成にF-GHG低減の取り組みに関する情報を追加できると考えた。

多くの企業は既にCDPの年間調査に参加しており、自社のGHG排出量を公表している。ENERGY STAR製造事業者パートナーにLCDを供給している主要LCD供給事業者の少なくとも5社は、CDPおよびENERGY STARパートナーに報告を行っており、Acer、Asus、Dell、Philipsもまた、CDPのサプライチェーン向けの取り組みに参加している。このサプライチェーンを対象とする取り組みとは、CDPが顧客に代わって供給業者に質問表を送付し、自社の直接および間接的GHG排出について測定し公表するよう求めるものである。

しかしEPAは、GHG排出量を測定および／または低減するために業界と協力している他の取り組みが、F-GHGの測定と低減の取り組みに特化した情報の収集を希望する場合を考慮し、本要件の遵守報告の可能性を2つ以上の組織に委ねることを提案する。このような組織は、調査結果を公表するか、要求に応じてEPAが利用できるようにする必要がある。EPAは、Electronics Industry Citizenship Coalition (EICC) のような業界の取り組み、またはCarbon Trust's Carbon labelのような一般に認められた取り組みが、現在サプライチェーンの持続可能性の促進において重要な役割を担っていることを認識している。このようなプログラムは継続的に発展する可能性があり、今後これらプログラムがLCD製造におけるF-GHG低減の取り組みに対応する場合には、本要件の遵守報告に関する追加的な手段として認知する可能性がある。

11. ディスプレイ製品は、以下8つの最良慣行のうち少なくとも2つを確実に実施する方法によって梱包されていること。

- 製品のライフサイクルにわたり、個人および地域社会にとって有益性、安全性、健全性がある。
- 性能および費用の両方に関して市場の基準を満たしている。
- 再生可能エネルギーを使用して調達、製造、運送、および再生利用されている。
- 再生可能または再生利用により調達された資源を最大限使用している。
- 無公害生産技術および最良慣行を利用して製造されている。
- 推測可能なあらゆる製品寿命末期の想定において無害とされる資源で製造されている。
- 資源とエネルギーを最適化するように物理的に設計されている。および、
- 生物学的および／または産業的な閉ループ循環において効率的に再生され使用されている。

**注記：**消費者が重視する製品の特性や機能と共に、優れたエネルギー消費効率をもたらすというENERGY STARの責務と矛盾することなく、多くのENERGY STAR製品が、既存規格の参照が可能な、環境への影響を低減する方法で梱包されていることを確実にしたいと、EPAは考えている。そのため、関係者の検討用として、EPAは、持続可能な梱包連合（Sustainable Packaging Coalition）により業界の参加を得て策定された、持続可能な梱包の広範な定義を参照している。これらの定義は現在、EPAの他のプログラムにおいても参照されている。梱包方法は輸送段階で決定されるため、EPAは、本要件を製品段階ではなく、パートナーの責務に含めるように提案する方が適切であると考えている。EPAは、製品梱包による影響を低減するための既存および発展段階にある自社の取り組みに適した優良慣行を、製造事業者が柔軟に選択すると想定している。

EPAは、既存の報告の取り組み、および適切な品質保証書類の保持が本要件の遵守を明示すると考えている。将来的にEPAは、これらの広範な梱包要件を、電子機器業界用に調整した要件と、必要に応じて、また後者要件が利用可能な場合において置き換えることを考えている。

## 特別待遇を受けるために行うこと

ENERGY STARパートナーは、パートナーシップの範囲内での取り組みに対する追加の承認および／または支援をEPAから受けるために、次の自主的な行動を検討し、これらの取り組みの進捗状況を逐次EPAに報告すること。

- ENERGY STAR適合製品の普及促進やENERGY STARとそのメッセージに対する認知向上のためにパートナーが取り組む内容について、最新情報を文書にて四半期ごとにEPAに提供する。
- 企業施設のエネルギー効率の改善を検討し、ENERGY STAR建物プログラムを通じて、建物の比較評価を行う。
- ENERGY STAR適合製品を購入する。社内の購入または調達規則を改定してENERGY STARを要件に含めるようにする。調達担当者の連絡先を、定期的な更新と調整のためにEPAに提供する。従業員が家庭用製品を購入する際に利用できるように、一般的なENERGY STAR適合製品情報を従業員に回覧する。
- パートナーのウェブサイトや他の販促資料において、ENERGY STARマークを特集する。ENERGY STARのウェブリンク指針（ENERGY STARウェブサイトのパートナー向け情報（Partner Resources）で入手可能）に定められているとおりに、ENERGY STARに関する情報がパートナーのウェブサイト上で提供される場合、EPAは、必要に応じて、そのパートナーのウェブサイトへのリンクを提供する可能性がある。
- 企業施設で使用するすべてのENERGY STAR適合ディスプレイおよびコンピュータの電力管理機能が、特に設置時と修理後に、確実に実行可能に設定されているようにする。
- 現時点でENERGY STAR適合である製品の開発、マーケティング、販売および修理点検に関する職務の従業員に対して、ENERGY STARプログラムに関する一般情報を提供する。
- 上述のプログラム要件以外に、パートナーが計画している具体的な行動を説明する簡単な計画書を、EPAに提供する。これによりEPAは、パートナーの活動を調整および連絡し、EPAの担当者を派遣し、あるいはENERGY STARニュースレターやENERGY STARウェブサイト等にそのイベント情報を掲載することができる。計画内容は、パートナーがEPAに知らせたい活動または計画方針の一覧を提供する程度の簡単なものでよい。例として、活動には次のものが含まれる。(1) 全製品系列を2年以内にENERGY STARガイドラインを満たすように切り替えることによって、ENERGY STAR適合製品を普及促進する。(2) 年に2回、特別店内陳列を行い、エネルギー消費効率化の経済上および環境上の利点を説明する。(3) ENERGY STAR適合製品の省エネルギー機能と動作特性について、（ウェブサイトおよび取扱説明書を介して）使用者に情報を提供する。および(4) 記事体広告1回および報道機関向けのイベント1回をEPAと共同で行い、ENERGY STARパートナーシップとブランドに対する認知度を高める。
- 企業の出荷業務における環境実績を改善するために、EPAのSmartWay Transport Partnershipに参加する。SmartWay Transport Partnershipは、燃料消費量、温室効果ガス、大気汚染を低減するために、貨物運搬業者、荷主、および物流業界における他の関係者と協力して実施されている。SmartWayの詳細については、[www.epa.gov/smartway](http://www.epa.gov/smartway) を参照すること。
- EPAのGreen Power Partnershipに参加する。EPAのGreen Power Partnershipは、従来の化石燃料に基づいた電力の使用に伴う環境への影響を低減させる方法として、企業団体にgreen powerの購入を奨励する。パートナーシップの参加者には、フォーチュン誌選出の上位500社（Fortune 500）、中小企業、政府機関だけでなく、参加が増加傾向にある各種大学など多様な組織が含まれる。Green Powerの詳細については、<http://www.epa.gov/greenpower> を参照すること。

**注記：**取引のある主要供給事業者に対し、会社全体のGHG排出量の測定と低減、およびGHG低減の公開目標の設定を求める電子機器の大規模事業者が増えている。電子産業市民連合（EICC：Electronics Industry Citizens Coalition）のような、共通する業界団体間の連携した取り組みにおいても、共同出資による供給事業者向けの研修プログラムが策定されたり、あるいは供給事業者からデータを収集するために共通の情報収集システムが使用されたりしている。前出の注記にあったように、一部のENERGY STARパートナーは、炭素公開計画（CDP）のサプライチェーン向けの取り組みにも参加している。

EPAは、直接的な燃焼資源または、電力購入のような間接的な資源の両方による、会社全体のGHG排出量の測定および低減に供給事業者を取り組ませるようとする、現在の業界の行動を称賛する。EPAはより多くの

パートナーに対して、供給事業者向けの誓約プログラムを開発する、および／または共通の供給事業者に影響を与える集団支援や研修の取り組みを通じて他の企業と協力することにより、主要な供給事業者にGHG排出量の測定や低減を実行させることを奨励する。またパートナーは、供給事業者に自社のGHG排出量を公表し、GHG排出量低減の公式目標を設定するように求めることが奨励される。このような取り組みを評価するため、EPAは、年間最優秀製造事業者パートナー表彰の目的において、本区分では他の評価項目に加えてこれらの活動を考慮に入れる予定である。